

行動計画

職員の働き方を見直し、特に女性職員の継続就業者が増えるよう、妊娠、出産、育児休業、復職時における支援のあり方を検討する。

1. 計画期間 平成30年6月1日～平成33年5月31日までの3年間

2. 内 容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：妊娠中や産休・育休時の健康確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施をする。

<対 策>

- 平成30年10月～ 健康・育児の制度情報及び相談窓口など体制の整備について検討。
- 平成31年4月～ 健康・育児の制度に関して、相談員の研修を行う。
- 平成31年11月～ 健康・育児の制度を職員に周知及び情報提供する。
- 平成32年4月～ 妊娠中や産休・育休に関して、相談体制を整備する。

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2：年次有給休暇の平均取得率を50%とする。

<対 策>

- 平成31年4月～ 年次有給休暇取得の現状を把握する。
- 平成32年4月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を行う。
- 平成32年10月～ 計画的な取得に向けて掲示板等でキャンペーンを行う。